

# 商法大改正にはどんな理念と目的があるのか？

商法の大改正には、企業統治の実効性の確保、IT革命への対応、資金調達手段の改善と整備、グローバル経済への対応の4つの目的がある。

## 平成12年から始まった全面見直し

商法改正の作業は、ここ数年の間に急に始まったものではありません。従前から商法（会社法を含む）の改正作業は進められていました。法務省の立法担当者の説明によると、会社法制の全般的な見直し作業は昭和50年から開始され、平成12年改正における会社分割制度（↓P154）の創設をもって、とりあえず一区切りがついたこととなります。

ところが、不況が長引き、雇用不安が広がる中で、日本経済を立て直すことが緊急の政治課題となってきました。構造改革の一環として、商法（会社法）もまた見直しの対象となってきた面があります。

経済界からは、従前より商法全体にわたってさまざまな注文がありました。実務的な障害となっている規制の緩和や事業再編に関する法整備等が求められてい

ました。完全親子会社を創設するための株式交換制度や会社分割法制の導入（↓P154）など、一部の要請については、経済構造改革の観点から、小刻みな商法改正が実現しました。その過程では、政府主導の商法改正だけでなく、平成9年以降は議員立法による商法改正も現れました。

ただ、それだけでは十分ではなく、IT革命が急速に進み、経済環境はさらに大きく変化しています。小泉内閣成立後しばらくの高支持率にも象徴されるように、抜本的な構造改革が大いに期待されています。厳しい経営環境にある経済界からは、一日も早い商法改正が期待され、従来のようなスピードでは、まだまだ遅いように感じられていたのです。

とりわけ、一部の不合理な規制については、早急に取り除くべきだという声が強くなりました。わが国の企業を活性化させ、また新たな事業・起業を促進する

## 商法改正の全面見直しは平成12年から始まった

### 高度経済成長時代

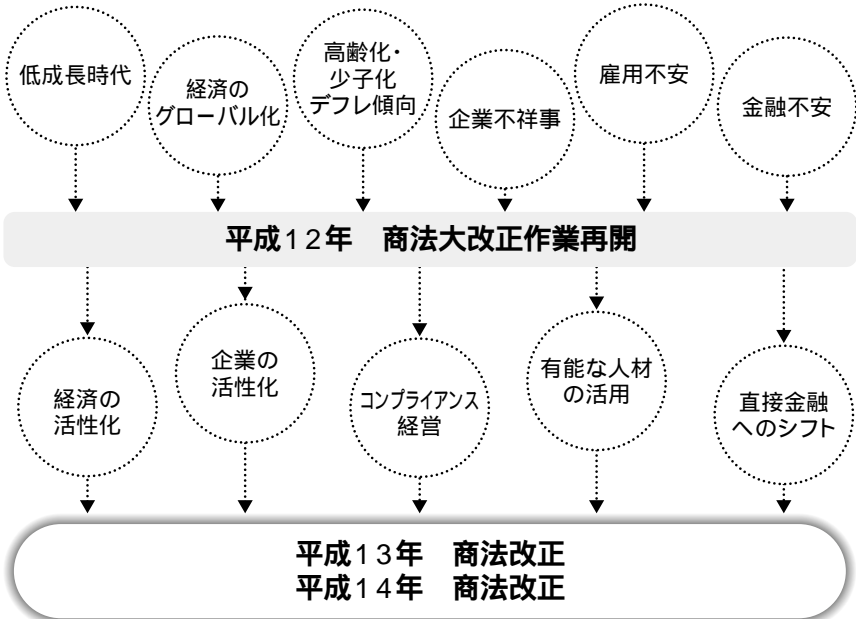
昭和50年 商法の見直し作業開始

昭和56年 商法改正

日米貿易摩擦

日米構造協議

平成9年 商法改正の議員立法始まる



商法改正には、長い改正の流れがあるが、構造改革の動きがそれを加速させた。

1  
2  
3  
4  
5

ためにも、会社制度を利用しやすいものにするのが強く要請されてきました。そこで、法務省は、平成12年から新たな会社法制の全面的な見直し作業に入ることになったのです。

### 「商法改正の理念となる4つのポイント」

新たな商法改正の目的と理念を簡単にまとめると、次の4つのポイントからなります。

第1に、企業統治（コーポレート・ガバナンス⇓巻末）の実効性の確保。企業不祥事が相次いだ1990年代から、企業は誰のものかという問いかけがなされ、併せて、企業経営の効率化・合理化の観点からも企業統治システムが見直されることになりました。

第2に、高度情報化社会ないしIT革命への対応。海外ではすでにインターネットを通じて会社運営を認める会社法制が整備されてきました。そこで、わが国でも企業運営の合理化・効率化を図るために、IT革命に対応した法整備を進めることになりました。

第3に、企業の資金調達手段の改善と整備。間接金融（⇓P26）から直接金融（⇓P26）へのシフトが叫ばれ、また合併事業やベンチャーの起業や育成を後押

して、経済の活性化を図るという要請が強まりました。

第4に、企業活動の国際化ないしグローバル経済への対応。経済活動は国境を超えて行われており、日本市場が魅力あるものとなるためには、世界的に通用する会社法システムを備えている必要があります。そこで、欧米の経営手法も参考にし、また外国会社に関する商法の規制等についても久しぶりに見直し、経済のグローバル化に対応しようとしています。

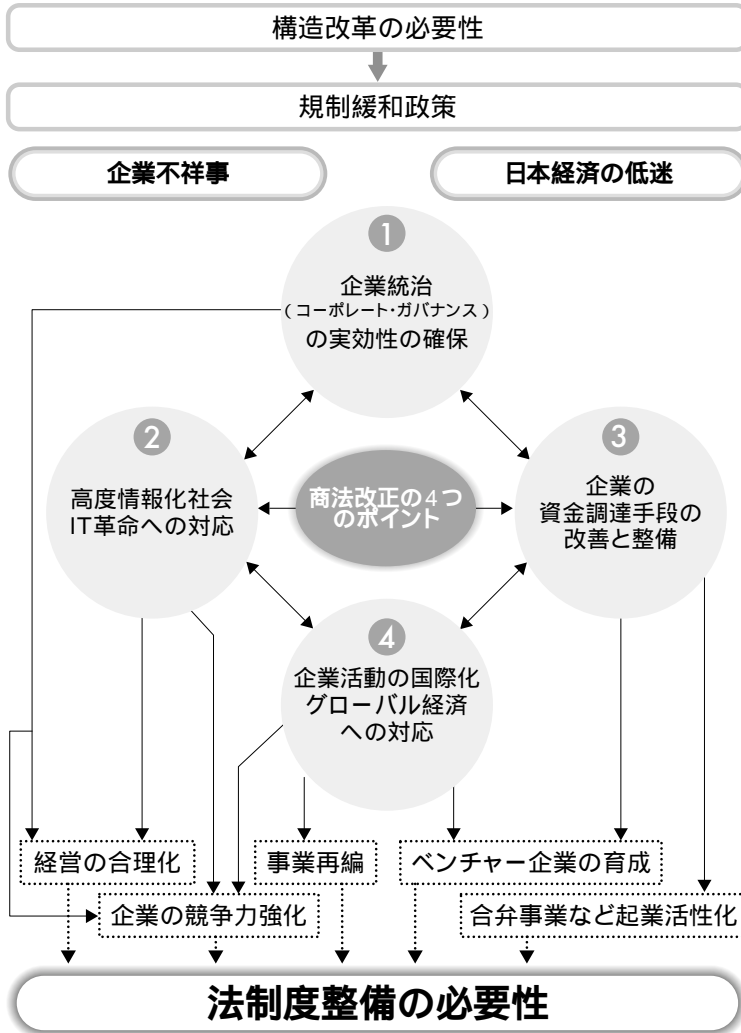
### 「商法改正は「経済構造改革の基盤整備」」

これらの4つのファクターはそれぞれが独立した無関係のものではありません。それぞれが影響しあって、それぞれのニーズをさらに強めている面もあります。

これらの4つの視点をひとくくりにする問題意識は、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実と法制度との乖離を埋めようとするものだと言えます。それによって商法を現代化し、使いやすい会社制度を整備しようということにはほかなりません。

こうした商法改正の背景と4つのポイントから導かれる法制度整備の具体的ななどをまとめたのが、

## 商法改正には4つの大きなポイントがある



商法大改正は、事業環境の変化に法制度を合わせるためのものなんだ。

左ページの図です。商法改正は「経済構造改革の基盤整備」でもあります。日本経済の復活のための方策と

しても、商法改正が注目されるようになっていくわけ

# 2

## 商法大改正でどう経営は合理化されるのか？

商法大改正によって、企業再編や経営体制に関する法整備が進み、経営者が合理的・効果的な事業形態や経営システムを追求できる基盤が整った。

### 「活発な企業再編を背景に法整備が進む」

会社を取り巻く経済・社会情勢の大きな変化の中で、も企業業績を向上させることができるように、経営システムもできる限り合理化を図る必要があります。加えて、株主の意識も高まり、また役員らの経営者としての自覚も成熟しつつあります。

もとより、経営者は、どのような企業形態で事業を運営するのかを自覚的に考え、もっとも適切な形態を選択しなくてはなりません。ところが、会社の事業形態を選択するといつても、従前は法制度が十分に整っていたとは言いがたく、それが大きな障害となっていました。

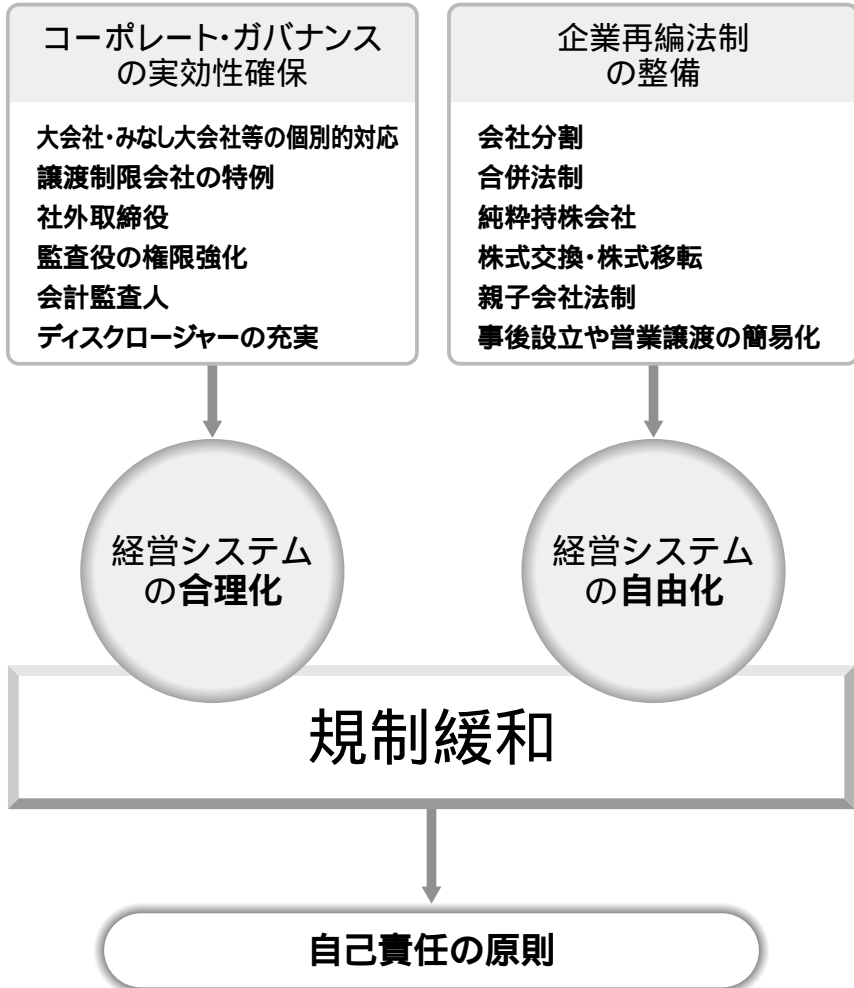
海外での大手企業の相次ぐ合併報道にも見られるように、厳しい競争社会における事業再編による市場競争力の回復、生き残り戦略が注目を浴びています。

そこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会社分割法制の整備がなされました。平成9年（1997年）の商法改正で合併法制（↓P162）が合理化され、同年には独禁法（↓巻末）改正で純粋持株会社の解禁（↓巻末）もなされました。また、純粋持株会社方式で完全親子会社の形に移行しやすくなる必要があり、平成11年改正では「株式交換制度」（↓P158）等が導入されました。それに引き続いて、平成12年の改正では会社分割法制が成立し、翌平成13年から施行されるに至っています。

こうして、わが国の企業が最適な経営体制を構築し、競争力を維持できるように、事業再編に関連するひとつの法整備がなされました。

### 「商法に先がけて導入された「執行役員制度」

一方、それ以上に一般的に重要でもあると考えられ

**商法大改正は経営システムの合理化・自由化を促進する**

商法大改正の内容は、経営システムの合理化、自由化を促すものになっている。

1  
2  
3  
4  
5

るのが、経営システム改革です。企業の非行防止のための昭和56年改正にも限界がありました。1990年代以降、欧米にならう形で、わが国でもコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する議論が活発になされるようになりました。企業不祥事を契機として、コンプライアンス（↓巻末）経営の重要性も叫ばれました（拙著『図解 コンプライアンス経営』参照）。ただ、それだけに止まらず、企業業績をよくするための効果的・効率的な企業経営のあり方を求める観点からの問題提起もなされるようになりました。

とりわけ、迅速かつ機動的な企業の意思決定のためのシステムが要請されるようになり、商法改正を先取りする試みとして「執行役員制度」が導入されるなど、実務では、ひと足先にさまざまな工夫がなされました。従前のシステムでは、取締役会が形骸化して、監査機能が十分に働かないということが問題視されていたからです。

執行役員とは、商法で定められた役員ではないのですが、業務を執行する役員です。この制度は取締役の業務執行機能と意思決定機能・監督機能の分化を図る試みであったと言えるでしょう（詳細は拙著『執行役員

員制度 第二版』参照）。

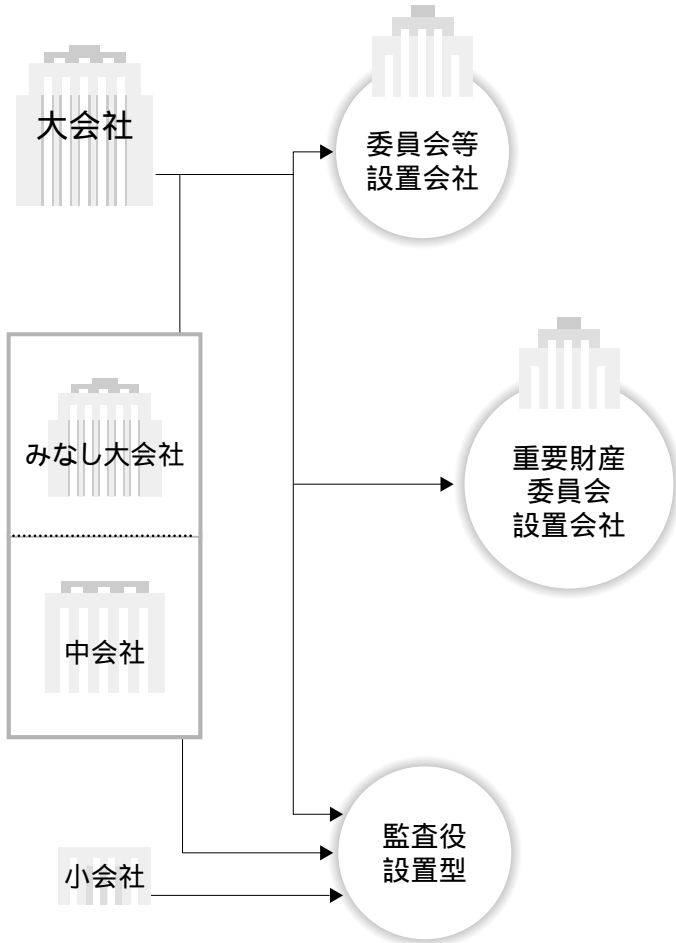
### 「大会社の経営体制にも3つの選択肢が

こうした実務の動きを受けて、コーポレート・ガバナンスの実効性確保という視点から、平成14年改正では、商法特例法が大幅に改正され、経営システムを思い切って合理化して、会社が任意に適切と思われる体制を選択できるようになりました。大会社やいわゆる「みなし大会社」（↓P126）は、3つの選択肢からいずれかにするかを決めることができ、監査役の廃止にまで踏み切ることもできます。その中でアメリカ型の経営システムとして「委員会等設置会社」がどれだけ採用されるのかは注目されます。

こうした商法特例法の改正で、経営システムの選択肢が広がったことにより、自己責任で企業経営体制を構築することが求められます。これによって、経営者がどのような企業経営システムを採用するかを自覚的に考える契機となることも期待されます。

このように、企業経営者は、会社の事業形態のみならず、経営システムについても、それぞれの企業にとってどのような形がもっともふさわしいかを考えるべき

## 大会社は3つの経営体制を選択できるようになった



大会社は経営体制が任意に選択できるようになり、自社に見合った経営システムを構築できる。

時代になりました。それぞれの会社に見合った体制が構築できるように、経営陣は十分な検討が求められます。

す。その戦略しだいで企業の業績を向上させていくことが強く期待されています。



# 3

## 商法大改正はどう会社を IT化するのか？

商法大改正では、会社運営のIT化を幅広く推進。企業情報の記録や開示、さらには株主総会の運営や各種の公告制度への利用が図られる。

### 「IT革命に対応した法改正を実現」

コンピュータ・ネットワークが普及して、IT革命と呼ばれる情報技術の革新は、経済社会の様相を一変させ、法制度の改革をも迫ることになりました。

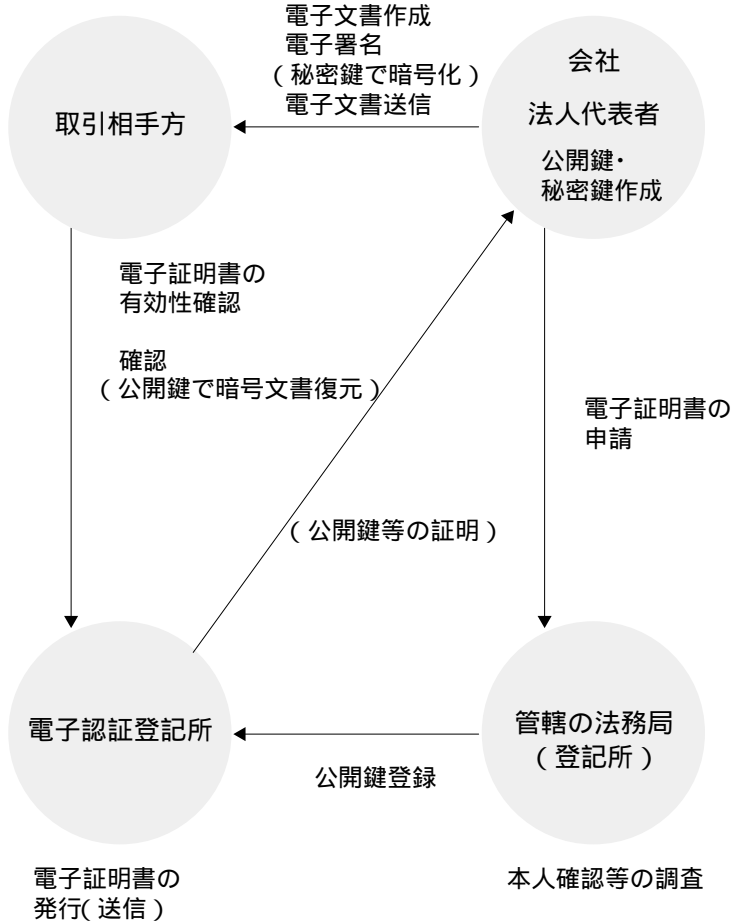
わが国では、電子国家化をめざし、着々と法整備も進んでいるようです。政府は、ITを21世紀の経済成長における起爆剤としたいという考えから、着々と手を打っています。企業法務の分野では、平成12年に商業登記法（↓巻末）等が改正され、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」の運用が始まりました。指定された法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」や「資格証明書」に代わる電子的な証明として「電子証明書」を発行します。そのあらまは、左ページの図のようになります。これによってインターネットを用いた電子的な取引社会における取引の安全性の向上と

円滑化が図られることになるでしょう。

政府はIT化政策や「電子政府」プロジェクトに取り組んできましたが、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」は、こうした政策を支える基盤でもあります。今後、インターネットを通じた電子取引・電子申請の普及に伴って、社会経済活動のさまざまな場面でITが幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政手続が行える「電子政府」を平成15年度までに完全実施する方向で準備を進めており、平成15年度末には中小企業の約半数が事業の中でネットを活用できるようにするための環境も整備される予定です。

翻って世界を見渡してみれば、先進諸国においてはひと足先にこうしたIT革命に対応した法改正を実現しています。その意味で、経済のグローバル化の影響はこの局面においても大きな影響を及ぼしています。情報通信技術が劇的な進歩を遂げたことによって、

## 商業登記に基礎を置く電子認証



出所:法務省民事局ホームページ



商業登記に基礎を置く電子認証制度は、国のIT政策や電子政府プロジェクトの基盤としても考えられている。

企業情報の記録や開示、さらには株主総会の運営や各

種の公告制度への利用も図られます。それによって、